

## 第1回門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館

### 指定管理者候補者選定委員会会議録

1. 開催日時 平成25年8月20日（火）午後2時00分から午後4時50分まで
2. 開催場所 門真市役所本館2階 大会議室
3. 出席者 （委員）萩原委員長、朝倉副委員長、岩田委員、柳原委員、山田委員  
（事務局）脊戸地域教育文化課長、西山地域教育文化課長補佐、  
藤田地域教育文化課主査、須上地域教育文化課係員
4. 内容 開会、委員・事務局職員紹介  
委員長・副委員長選出、会議の公開・非公開決定、会議録公開方法の決定  
募集要項等説明、書類審査方法説明  
書類審査、休憩（集計）  
審査結果の報告、第2回委員会説明、閉会
5. 傍聴定員 —（非公開のため）
6. 担当部署 （担当課名）生涯学習部 地域教育文化課  
（電 話）06-6902-7192（直通）
7. 会議録

**【事務局】**開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、式次第でございます。

資料1「席次表」でございます。資料2「選定委員会委員名簿」でございます。

資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（抜粋）」でございます。

資料4「審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）」でございます。

資料5「門真市情報公開条例（抜粋）」でございます。

資料6「指定管理者募集要項」でございます。

資料7「指定管理者業務仕様書」でございます。

資料8「指定管理者指定申請者一覧」でございます。

資料9「第1次審査評価基準表（案）」でございます。

資料10「価格点算出方法」でございます。

資料11「第1次審査評価個表（案）」でございます。

資料 12「第 2 回指定管理者候補者選定委員会予定表」でございます。

資料に不足はございませんでしょうか。

**【事務局】**ただ今より、第 1 回門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。初めに委員の皆様をご紹介します。

大阪国際大学短期大学部長の朝倉洋様でございます。

大阪樟蔭女子大学学芸学部教授の萩原雅也様でございます。

摂南大学理工学部教授の岩田三千子様でございます。

公認会計士の柳原健治様でございます。

門真市教育委員会事務局生涯学習部次長の山田益夫でございます。

続きまして、事務局の職員をご紹介します。

地域教育文化課長の脊戸隆でございます。

地域教育文化課長補佐の西山公美子でございます。

地域教育文化課係員の須上亜衣でございます。

私、地域教育文化課主査の藤田勇貴でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の案件に移らせていただきます。

まず、「委員長・副委員長の選出」です。

お手元の資料 3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（抜粋）」の第 9 条の 2 をご覧ください。ここに、「委員長及び副委員長は互選により定める」と規定されていることから、委員の皆様により互選いただきたく存じます。皆様、いかがでしょうか。

**【委員】**委員長に生涯学習論を専門とされ、門真市社会教育委員も務めておられる大阪樟蔭女子大学の萩原委員を推薦します。また、副委員長に、音楽家で門真市文化芸術振興審議会委員も務めておられる大阪国際大学短期大学部長の朝倉洋委員を推薦します。

**【事務局】**ありがとうございます。ただいま、委員長に萩原委員、副委員長に朝倉委員をとのご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

**【事務局】** ご異議がないようですので、委員長を萩原委員、副委員長を朝倉委員と決定させていただきます。

それでは、委員長から就任にあたりまして一言ご挨拶をお願いします。

**【委員長】** 大変お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。今日から実質二日間、よろしく願いいたします。

**【事務局】** それでは、今後の議事運営を萩原委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしく願い致します。

**【委員長】** それでは次の案件、「会議の公開・非公開について」に移ります。このことについて、事務局より説明願います。

**【事務局】** 本市におきましては、お手元の資料4「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において、審議会等の会議は公開するものとしておりますが、本委員会の会議につきましては、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当にそこなわれる恐れがあること、また、申請団体のアイデアなどが公開されることにより申請団体に不利益を及ぼす恐れがあることから、非公開とすることが適切と考えております。このことについて、ご検討をお願いします。

**【委員長】** ただいま、事務局から会議を非公開とすることが適切との提案がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

**【委員長】** それでは、事務局の提案どおり、本委員会の会議は非公開とします。続きまして、本委員会の会議録について事務局から説明をお願いします。

**【事務局】** 本委員会の会議録につきましては、資料4「審議会等の会議の公開に関する指針」第8条第2項に基づき、各回の会議終了後2週間以内に会議の内容を簡潔にまとめた議事の要旨を公表するとともに、教育委員会におきまして候補者が決定された後、第1回と第2回の会議録を併せて公表します。また、会議録の作成につきましては、資料5「門真市情報公開条例（抜粋）」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。

**【委員長】** ただいま、事務局より会議録の公開と作成について提案がありましたが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

**【委員長】** それでは、本委員会の会議録は全文筆記とし、公表は事務局案のとおりとさせていただきます。続きまして、募集要項等について事務局から説明をお願いします。

**【事務局】** それでは、募集要項等についてご説明します。

お手元の資料6「門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館指定管理者募集要項」をご覧ください。

まず、指定予定施設は、門真市末広町29番1号の門真市民文化会館「ルミエールホール」と、門真市月出町11番1号の門真市立市民交流会館「中塚荘」でございます。門真市民文化会館「ルミエールホール」は、市民に優れた文化・芸術に接する機会を提供することを目的に、平成5年に京阪古川橋駅の南側に建設された、約1,100人を収容することができるホールを備える、門真市で最も大きな文化施設でございます。また、門真市立市民交流会館「中塚荘」は、門真市の名誉市民である故中塚種夫元門真市長の生家を改築し、市民の交流の場として平成10年に設置された施設でございます。

両施設は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、運営しており、これまで平成18年度からの3年間、平成21年度からの5年間でそれぞれ異なる指定管理者が管理し、この度の募集が3回目となっております。

指定期間につきましては、前回同様5年間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとしております。

次に、4ページをご覧ください。これまでの経過についてご報告いたします。

この募集要項を、平成25年6月3日から6月28日まで公開したところ、7月2日に行った現地説明会に29団体の参加がありました。その後、8月1日から8月9日まで申請書類の受付を行ったところ、お手元の資料8「指定管理者指定申請者一覧」のとおり、6団体から申請書類の提出がありました。

次に、6ページをご覧ください。選定の方法についてご説明いたします。

指定管理者候補者の選定につきましては、審査の公平性、透明性を高めるため選定委員会を設置し、書類審査による第1次審査、プレゼンテーション審査による第2次審査を行った上、それらの総合的な評価により候補者を選定します。

本日の第1回選定委員会では、第1次審査として、6団体から提出された申請書類に対して審査を行っていただき、第2次審査の対象となる上位3位以内を選定していただきますようお願いいたします。

続きまして、書類審査の際の審査基準について事務局よりご提案いたします。お手元の資料9「第1次審査評価基準表（案）」をご覧ください。これは、「門真市公の施設にかかる指定管理者の指定の手續等に関する条例」第4条第1項の選定基準に基づき、施設の設置目的などを勘案した評価項目や配点の事務局案です。対象部分という列は、その評価項目の対象となる部分が、申請書類④施設事業計画書（様式第7号）のうちどこかを指しております。

また、評価の視点という列には、教育委員会が指定管理者に期待する事項を評価の視点として記載しております。

配点につきましては、市民の交流と文化の向上という施設の設置目的の達成につながる積極的な事業の実施を期待していることから、維持管理面に比べて自主事業の提案に対して高い配点を行っております。

評価項目のうち、(13)「申請団体の経営状況」につきましては、財務に関する専門的な知識を必要とすることから、公認会計士である柳原委員の採点を全員の個表に転記してはどうかと考えております。

また、評価項目のうち、(7)「指定管理料の額」につきましては、申請団体の応募価格を比較し、自動的に算出する方法を用いてはどうかと考えております。この方

法と採点につきましては、資料 10「価格点算出方法」をご覧ください。

審査結果の記入は、資料 11「第 1 次審査評価個表（案）」の様式に、評価項目ごとに 5 段階評価を表す ABCDE のアルファベット又は 0 を記入していただきますようお願いいたします。以上の事務局案について、ご検討をよろしく申し上げます。

以上で、募集要項等のご説明を終わります。

**【委員長】** ただいま、募集要項等に関する説明と、審査基準の提案がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

**【委員】** 事務局の説明では、申請団体の経営状況の審査について、公認会計士である委員の評価を全員に採用することを提案されていますが、これではお一人の審査結果の一部が自動的に 5 倍になることとなります。一人の評価が全体に与える影響が大きくなることが懸念されます。

**【委員】** 確かにその点は危惧されると思います。

**【委員】** しかし、財務状況が健全であるかについては公認会計士以外の委員は正確に判断できないのですから、その判断は尊重することとし、他の委員はこの評価項目については評価しないということによいのではないのでしょうか。

（異議なしの声あり）

**【委員長】** それでは、この評価項目は、公認会計士である委員の評価を全員に採用するという事務局案を修正し、他の 4 人の委員はこの評価項目を削除することにしたと思います。ほかにご意見はございませんでしょうか。

それでは、書類審査に移りたいと思いますが、書類審査の前に事務局から申請書類について説明をお願いします。

**【事務局】** それでは、申請書類についてご説明いたします。

まず、申請書類の内容について、事務局で確認した事項を含め、ご説明いたします。  
全ての申請書類の1枚目には申請書類一覧が添付されており、申請に必要な全ての書類がそろっていることを事務局で事前に確認しております。

②の「応募概要」では、施設事業計画書を一枚の用紙にまとめていただいております。

③の「申請資格を有していることを証する書類」では、直近3ヵ年分の納税証明書などの提出を求め、税金の未納が無いことを確認しております。

④の「施設事業計画書」では、評価項目の順に提案が記載されております。

⑤の「管理業務収支計画書」では、市に求める指定管理料などが記載されております。

⑥の「申請団体の経営状況を説明する書類」では、貸借対照表や事業計画書の提出を求め、申請団体の経営状況を確認できるようにしております。

⑦の「就業規則及び給与規程等の写し」では、指定管理施設における雇用が適正に行われることを確認するために、就業規則及び給与規程等の写しの提出を求めています。  
ここで、各団体が、業務従事予定者の給与額のわかる給与規程又はそれに代わるものの写しを提出しているかについて確認したいと存じます。各団体の申請書類のうち、該当箇所に赤色の付箋を貼っておりますので、そちらをごらんください。

まず、株式会社ハートスの申請書類をご覧ください。こちらにつきましては、「施設事業計画書」のうち職員採用予定者賃金概算において、給与額を確認することができます。次に、株式会社大阪共立の申請書類をご覧ください。こちらでは、「給与規程」の別紙に年齢給や職能給の表があり、ここから給与額を確認することができます。次に、株式会社JTBコミュニケーションズの申請書類をご覧ください。こちらは「管理業務収支計画書」のなかに人件費明細があり、給与額を確認することができます。次に、特定非営利活動法人トイボックスの申請書類をご覧ください。こちらでは、「業務従事予定者の給与額について」において、「最低賃金額を月額160,000円とする」との内容を確認することができます。次に門真みらい創造プロジェクトの申請書類をご覧ください。こちらでは労働契約書の案において基本給や時給を確認することができます。最後に、よしもとクリエイティブ・エージェンシーグループの申請書類をご覧ください。「賃金規則別表別紙1」において基本給を確認することができます。

以上、各団体の業務従事予定者の給与額のわかる給与規程又はそれに代わるものの

写しを確認させていただきました。

次に書類審査の方法についてご説明いたします。

書類審査の前に、審査結果を記入していただく個表を事務局から配布します。

審査中に疑問が生じた場合は、事務局にご質問ください。

審査中に評価について意見交換を行われない場合は、委員長にお伝えください。

審査個表への記入が終わりましたら、集計作業を行いますので、個別に事務局へご提出ください。

審査時間ですが、今から1時間後をめどに進めていただき、その後の進捗具合を見て、状況に応じて延長するかどうか委員長にご判断いただきたいと思いますと考えております。

以上で、申請書類の内容と書類審査の方法に関するご説明を終わります。

**【委員長】**ただいま、申請書類の内容と書類審査の方法に関する説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

**【委員】**指定管理料の額の得点を算出する式として、「(最低価格/応募価格)×配点」という式を用いていますが、あまり差がでなかったように思えます。この算出式が妥当かどうかの検討はしなくてもよろしいでしょうか。

**【委員】**確かに差がありませんね。市ではこれまでもこの算出式を用いておられましたか。

**【事務局】**はい

**【委員】**しかし、今から別の式に変えるのは難しいですね

**【委員】**得点がちょうど4つのランクに分かれていますので、それぞれの額に対し、AからDまでの評価をつけてはどうでしょうか。

**【委員】**指定管理料が低いからといってよいというものではないのではないでしょ

うか。積極的に事業を展開しようと思えば相応の指定管理料は必要です。私はこの算出式を用いた方がよいと思います。

**【委員長】** それでは、今回はこの算出式で得点を決定することにしましょう。先ほどの A から D までの評価を当てはめたときに得点がどうなるか、事務局で、今後の検討材料としてください。

**【委員】** 申請団体の経営状況を審査するにあたって確認させていただきます。「門真みらい創造プロジェクト」には資産規模等が最も大きい小学館集英社プロダクションが加わっていますので最も高い評価をつけてもよいかと思いましたが、グループ協定書を確認すると、小学館集英社プロダクションは補助業務を行うとあり、連帯保証責任を負うとする記述まではありません。このことから、これを踏まえた採点を行おうと考えておりますのでご了解ください。

**【委員長】** ほかにご意見はございませんでしょうか。

それでは、これから書類審査を開始します。事務局は個表を配布してください。委員の皆さんは個表への記入を始めてください。

(書類審査開始。その後、集計のため休憩)

**【委員長】** それでは、委員会を再開します。まず、審査結果について、事務局から報告をお願いします。

**【事務局】** それでは、得点順に審査結果を報告します。

1 位は門真みらい創造プロジェクト、得点は 866 点です。

2 位は特定非営利活動法人トイボックス、得点は 786 点です。

3 位は株式会社 JTB コミュニケーションズ、得点は 777 点です。

4 位はよしもとクリエイティブ・エージェンシーグループ、得点は 763 点です。

5 位は株式会社大阪共立、得点は 735 点です。

6 位は株式会社ハートス、得点は 641 点です。

以上の結果により、第1次審査により選定される上位3団体は、門真みらい創造プロジェクト、特定非営利活動法人トイボックス、株式会社 JTB コミュニケーションズとなりました。

**【委員長】** それでは、第1次審査により選定する上位3団体を、門真みらい創造プロジェクト、特定非営利活動法人トイボックス、株式会社 JTB コミュニケーションズと決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

**【委員長】** それでは、次に、第2回選定委員会について事務局から説明をお願いします。

**【事務局】** それでは、第2回選定委員会についてご説明します。資料12「第2回指定管理者候補者選定委員会予定表」をご覧ください。

日時は、平成25年9月12日(木)午後6時から午後9時00分まで、会場は本日と同じこの会場で行います。内容は、第1次審査により選定した3団体によるプレゼンテーションの審査と、第1次審査の得点を併せた合計点を参考とした総合審査を行い、指定管理者候補者を選定していただきたいと存じます。

プレゼンテーション審査で申請団体に対して行う質問につきましては、第2回選定委員会までに委員の皆様から一人2問、計10問の質問をお伺いし、事前に評価のポイントなどをまとめ、第2回選定委員会において事務局案としてご提案したいと考えております。ただ今配布しております資料は、過去の別施設のときに使用した第2次審査の質問資料で、参考資料として配布させていただきました。

以上で、第2回選定委員会についてのご説明を終わります。

**【委員長】** 事務局から第2回選定委員会の審議内容について説明がありましたが、ただいま提示のありました質問内容について意見交換をしたいと思います。申請団体に対してどのような質問を行うかについて、ご意見をいただきたいのですがいかがでしょうか。

**【委員】** 第2次審査では、プレゼンテーションの内容については採点を行わず、質問への回答に対してのみ採点するという案ですか。

**【事務局】** そのとおりです。その理由としましては、申請団体の方ではなく、プレゼンテーションを得意とする方が、そのときだけ申請団体の一員として出席し、良いプレゼンテーションをした結果、候補者として決定することを懸念したことにより、質疑応答のみの採点であれば、当該施設の管理運営についてこれまでに検討されていた中身が公になる訳ですので、そういった意味からこのようにさせていただいております。

**【委員】** どのような方が来たとしても、プレゼンテーションの内容をきちんと見抜くのが委員の役割ではないでしょうか。

**【委員】** やはり、プレゼンテーションも採点の対象とした方がよいと思います。

**【委員】** 質問は当日、その場で考えるのでしょうか。

**【事務局】** 他の委員もその質問への回答に対して採点しますので、質問は当日までに事務局にご連絡いただき、事前に全ての質問を全委員が確認できるよう質問一覧を作成したいと考えております。

**【委員】** 質問は、その日、口頭で行うのではなく、質問状をお渡しするということですか。

**【事務局】** 質問状を申請団体にお渡しすることはありません。質問一覧は委員の皆さままで確認していただくためのもので、申請団体への質問は、その場で口頭により行います。

**【委員】** 質問は申請団体によって変えてもいいのでしょうか。

**【事務局】** 全ての申請団体に同じ質問を行っていただき、その回答の内容によって採点をしていただきますようお願いいたします。

**【委員】** 書類審査を行ったことで、この団体にはこれを聞きたいというものがありますが、そのような個別の質問は採点には反映しないということでしょうか。

**【事務局】** 個別の質問につきましては、あらかじめお決めいただいた質問のうち、内容の近いものにその回答への採点を反映させるなど、柔軟に行ってはいかがでしょうか。

**【委員】** 質疑応答の時間が 30 分ですが、時間内に答えられなかった質問への採点はどのように行いますか。

**【事務局】** 質疑応答の予定時間が過ぎたとしても、全ての質問を行っていただきます。そのために、申請団体には入室予定時間が前後する可能性があることを事前に伝えるとともに、待機するための部屋をご用意します。

**【委員】** プレゼンテーション審査を行ってみて、はじめて実際に申請書類に書いてあることが実現できるのかということがわかると思います。

**【委員】** 候補者は、書類審査の採点とプレゼンテーション審査の採点を合計することにより決定するのですか。

**【事務局】** そのとおりです。ただし、採点は指標として、候補者は、プレゼンテーション審査の後に行う、総合審査によって決定していただきます。第 2 次審査の配点につきましては、選定委員会において変更していただいで結構です。

**【委員長】** プレゼンテーションも採点の対象とした方がよいという意見がありましたので、そのようにするとして配点をどのようにしましょうか。例えば、1 人あたりプレゼンテーションに対して 100 点、質問への回答に対して 100 点、5 人の合計で

1,000点とすれば、書類審査に対して、プレゼンテーション審査が少し上回る比率になります。

**【委員】**プレゼンテーションへの採点を行うとして、質問は確認したい事項を自由に質問し、その回答の総合評価で採点するというのはどうでしょうか。

**【委員】**共通して採点する質問は、一人一問ほどあってもよいのではないのでしょうか。

**【委員】**書類審査960点に対し、プレゼンテーション審査1,000点というのは、ちょっとプレゼンテーションの比率が大きいような気がします。

**【委員長】**それでは、プレゼンテーション審査の配点を事務局案のとおり、一人あたり100点、合計500点としましょうか。100点の内訳をプレゼンテーションに対して30点、所定の質問への回答に対して50点、これは一人一問10点ずつ、個別に確認したい事項の質問への回答に対し20点としてはいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

**【委員】**第2次審査で行う所定の質問は、今、お互いに確認しておいてはいかがでしょう。

**【委員】**私は、年間の収支が赤字となった場合の対応をどのようにするかについて聞きたいと思います。

**【委員】**私は、どちらの指定予定施設も老朽化しており、ハード面での問題があるかと思っていますので、そのことへの対応をどのように考えているか、修理や改修といったことも含めて聞きたいと思います。

**【委員】**私は、単なる管理受託者ではない指定管理者の文化施設における役割、あるいは市の文化に対する寄与、このような大きな認識をどのように考えているかにつ

いて聞きたいと思います。

**【委員】** 私は、子どもと女性の参加について、申請書類からは色々読み取れますが、もっと具体的にどのようなことを考えているかについて聞こうかと思っています。

**【委員】** 申請書類に書いておられる内容には、簡単に実現できないと思われる内容も含まれています。かなりの努力が必要ですが、書かれている以上はやらしてもらわねばなりません。質問については、市民にとってルミエールホールの舞台に立つというこの意味を踏まえて、どのように文化振興の場を提供しようと考えているのかを聞きたいと思います。

**【委員長】** それでは、ただいまの議論を受けて事務局の方で第2次審査の案を作成いただき、各委員にその内容をご連絡いただきますようお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第1回門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館指定管理者候補者選定委員会を閉会します。